
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.69 2017/6/28

1 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について通知

6月23日、厚生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第226号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準の一部が改正されたもので、その主なものは次のとおり。

製造基準関係

過酢酸製剤については、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する氷酢酸、氷酢酸を水で希釈した液、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸以外を原料として、製造することは認められないこととされ、氷酢酸の使用が追加された。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000168926.pdf>

2 「食品添加物に関する国際規格の業者向け説明会の開催」について

農林水産省は、Codex委員会が策定した食品添加物に関する用語について理解を深めていただくこと、食品添加物の国際規格策定の議論に積極的に参画するメリットを理解していただくことを目的として、「食品添加物に関する国際規格の業者向け説明会」を開催する。参加を希望される方は、農林水産省消費・安全食品安全政策課にメールで申し込む。

日 時：平成29年7月14日（金）13：30～（2時間半程度）

場 所：中央合同庁舎4号館共用会議室 1219-1221号室

住 所：東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1

（地図はこちら：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/map4.html>）

申込先：※メールにて7月6日（木）までにお申込みください。

e-mail：syouhi_riskteam@maff.go.jp

注 意：定員（100名程度）になり次第、締め切り

***本件は、農林水産省食料産業局食品製造課食品規格室から、(一社)日本農林規格協会を通じて食肉科研に案内がありました。案内文と別紙申込み様式は、本メールの添付ファイルといたします。**

3 農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について

農林水産省は、「農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集している。意見・情報受付期間は、平成29年6月23日～平成29年7月22日（郵送の場合も締切日必着）

<http://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002528&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002528&Mode=0)